仕　様　書

文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当
（担当　田頭　電話　２２２－３０９６）

件　　名	産業廃棄物収集運搬及び処理委託業務 （改進運動広場）
予定数量	１．５㎥
契約期間	契約日の翌日～令和８年１２月２５日
契約条件	１　総則 ⑴　本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に履行すること。 ⑵　受託者と京都市とは関係法令に基づく委託契約書を締結する。 ⑶　本業務の受託者は、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守のうえ、施行すること。 ２　受託者の条件 本業務の受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第１４条第１項の許可を京都市長又は京都府知事から受けており、当該許可の許可証に記載されている事業の範囲に、産業廃棄物が含まれていること。 ３　収集等の内容 改進運動広場における収集運搬等は、次のとおり実施すること。 ⑴　収集場所 改進運動広場 （京都市伏見区竹田狩賀町） ⑵　作業日・時間 収集等の日時は文化市民局共生社会推進室と調整のうえ実施すること。 ⑶　作業内容等 改進運動広場内の廃棄物（別紙画像参照。令和８年１１月２６日時点）について収集運搬し（フレコン袋の周囲に散乱している廃棄物も対象）、処理すること。廃棄物については、空き缶、ペットボトル以外にも段ボール等があるため、現地を確認すること。 廃棄物は、フレコン袋ごと収集運搬し、容量を超える場合は、受託者が容易するフレコン袋にて収集運搬すること。 また、新たにフレコン袋を現地に設置すること。 ⑷　処理予定量 処理予定量は１．５㎥とする。ただし予定量であり変動することがある。

	4　産業廃棄物処理票（マニフェスト）の送付 本業務の受託者は、収集運搬業務完了後、B2票を担当者に送付すること。また、処分完了後、D票及びE票を担当者に送付すること。 5　報告 本業務の受託者は、収集運搬結果報告書（収集運搬量等）を、翌月の１０日までに京都市に提出すること。 6　その他 ⑴　受託者は、本委託契約書を交わす際、受託者として仕様書にある「産業廃棄物収集運搬受託者記入欄」及び「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証を添付すること。 ⑵　代金は、処理業務終了後に、京都市の指定する方法により支払う。 ⑶　受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。ただし、京都市の文書による承認を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。 ⑷　本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は別途契約する。

産業廃棄物 収集運搬 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。
ただし、許可証のとおりであれば、『□ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 （作業区分）	□ 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	□ 許可証のとおり
※ 受託者の委託業務に積替保管を含む場合	
受託者の積替・保管場所 の所在地	□ 許可証のとおり
受託者の保管できる 産業廃棄物の種類	□ 許可証のとおり
受託者が行う積替え のための保管上限	□ 許可証のとおり

産業廃棄物 処　分 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。
ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 （事業の区分）	☐ 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受託者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	☐ 許可証のとおり
受託者が行う処分方法	☐ 許可証のとおり
受託者が行う処分の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり

※受託者の委託業務が中間処理の場合

最終処分地について、いずれか選択して☑を記入し、不備のないようにすること。

☐ 最終処分先の許可証の写しを添付　　☐ 最終処分先を下記のとおり記載

最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	☐ 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	☐ 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり

別紙

廃棄物詳細

○　空き缶、ペットボトル、その他



令和８年１１月２６日時点